

序章

都市計画マスタープランについて

序章

都市計画マスタープランについて

1. 目的と役割

(1) 都市計画マスタープラン策定の目的と役割

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の2*に示される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を指すもので、都市及び地域の「望ましい将来像」を明らかにし、計画的に実現化を図っていくためのまちづくりのマニュアルとなります。

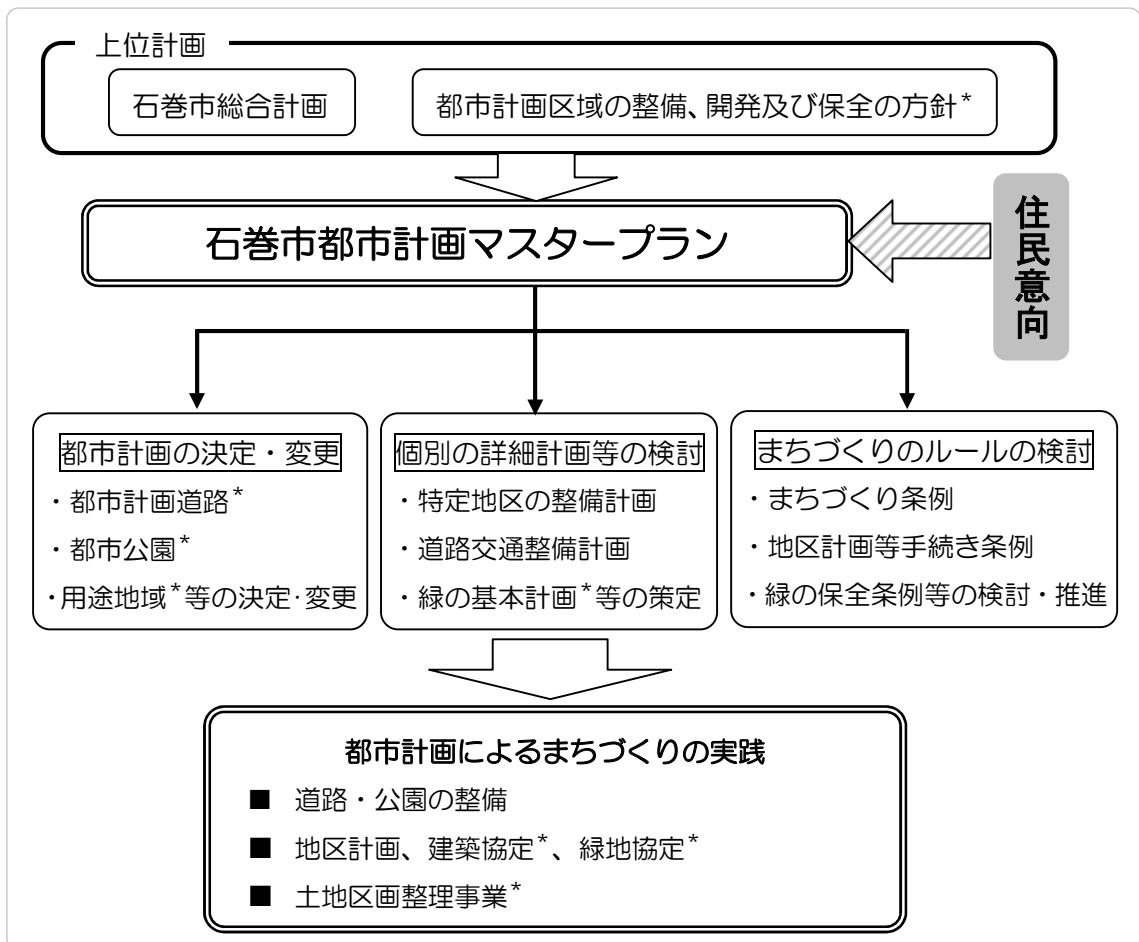
都市計画マスタープランは住民参加によって策定し、本市の地域特性を踏まえ、創意工夫に富んだ「本市の望ましい将来像」を住民と行政が共有することによって、都市計画への住民の理解を深めるとともに、その共通の目標に向かって協働でまちづくりに取り組むことを推進します。

また、個別計画の整合性を図り総合化することにより、都市計画を決定していく際の^よ拠りどころとなります。

2. 位置づけと計画期間

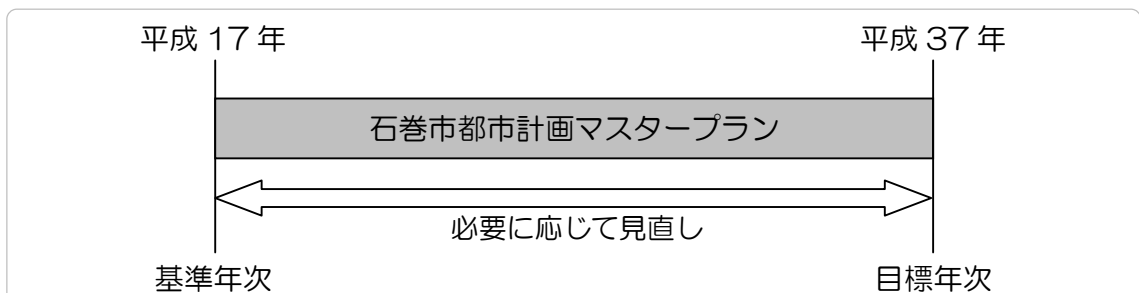
(1) 位置づけ

石巻市都市計画マスタープランは、石巻市総合計画に基づくとともに、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針*に即して策定される本市の都市計画の指針となる計画です。



(2) 計画期間

石巻市都市計画マスタープランは、基準年次を平成17年とし、目標年次は20年後の平成37年とします。上位関連計画、都市計画制度の新設や変更などにより必要に応じ見直しを行います。



3. 策定経過

石巻市都市計画マスタープランは、以下の経過のとおり、平成 18 年度から平成 20 年度までの3年間で計画を策定しました。

